

安全帯から 「墜落制止用器具」へ

主な法改正ポイント（2018年5月時点）

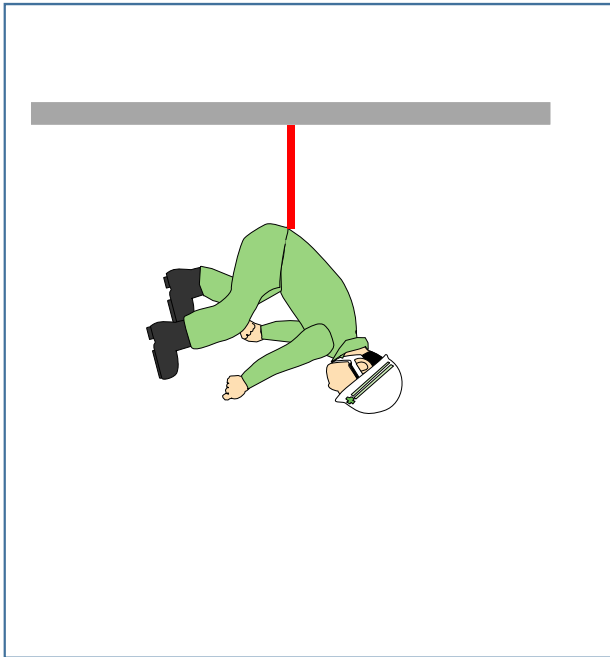
1. 安全帯を「墜落制止用器具」と名称を改める。
2. 墜落制止用器具は、「胴ベルト型（一本つり）」、「ハーネス型（一本つり）」が含まれる。（「胴ベルト型（U字つり）」は、省かれる）
3. 墜落制止用器具としての新規格のフルハーネス型等が今後製造、販売される。新規格品を使うことが義務。
4. 原則、フルハーネス型安全帯が義務となる。ただし墜落時にフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用も認める。

主な法改正ポイント（2018年5月時点）

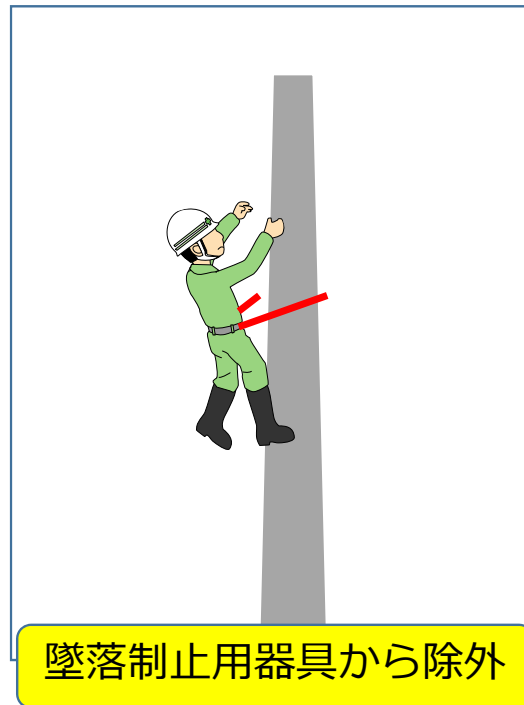
5. 胴ベルト型が使用できる上限は、6.75m以下。それ以上は、フルハーネス型が義務。
ただし建設業は5m以下、電柱作業は2m以下と、各種ガイドラインが設定された場合は、それに従う。
6. この法改正適用は平成31（2019）年2月1日から適用。
2022年1月1日より、旧規格品の使用は禁止。
7. 墜落制止用器具使用が特別教育の対象となる。
教育時間は6時間。ロープ高所作業特別教育修了者や足場組立等特別教育は一部免除等が検討。

従来の安全帯の機能

フォール・アレスト



ワーク・ポジショニング



墜落制止用器具から除外

レストレイント

